

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第7回 憲法と人権の限界 (4)

7. 憲法の私人間効力

- ・ 憲法は、本来、国家権力と私人との関係を規制することによって国民の権利・自由を保護するための法規範であり、私人と私人との関係を規制する法規範ではない。
- ・ しかしながら、今日、社会状況が変化し、従来のように人権保障の名宛人として国家のみを想定していたのでは不十分であり、私人相互の関係においても、憲法の人権規定を適用させるべきではないかということが議論されるに至った。
- ・ 憲法の人権規定を私人相互間に適用させる方法としては、(1) 私人相互間での適用が明文で規定されているものを除き適用させるべきでないという見解、(2) 全面的に直接適用させるべきだという見解、(3) 民法 90 条などの私法の一般条項を通じて、間接的に適用させるべきだという見解などが主張されている。しかし、(2) によれば、私人間の法律関係は私人間の自由な合意や契約で定めるという私的自治の原則を否定してしまうことになるので、判例は (3) の立場を採っている (三菱樹脂事件最高裁判決 (最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁))。
- ・ 日産自動車事件最高裁判決 (最判昭和 56 年 3 月 24 日民集 35 卷 2 号 300 頁) の判決文では「上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法九〇条の規定により無効であると解するのが相当である (憲法一四条一項、民法一条ノ二^{※1} 参照)」と判示されている。
- ・ 間接適用説では、私的な「人権」侵害が純然たる事実行為に基づく場合には、真正面から憲法問題として争うことはできない。アメリカの判例法理では、私人の行為が公的な機能をはたしている場合や、私人の行為に州の関与・授権・奨励がある場合などに、私人の行為が州の行為 (state action) と同視されて憲法に拘束されると解されている。
- ・ 近時、国家が個人の基本権を他者による侵害から保護しなければならないという義務があることを前提に、立法による保護措置がない場合には、裁判所が国家機関として介入し、保護を与えなければならないという考え方が有力に主張されている。

○ 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁）

X は、入社試験の際に大学在学中の学生運動歴等を秘匿して Y 社に入社したが、3 か月の試用期間中に、入社試験の際の身上書への虚偽申告や面接での虚偽回答が判明したため、試用期間の満了とともに本採用を拒否された。そこで、X は、その告知を無効として、Y に対して、雇用契約上の地位の確認と賃金の支払いを求める訴えを提起した。

最高裁判所は、(1) 日本国憲法第 3 章の規定は、専ら国と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定していない、(2) 私的な人権侵害の態様が社会的許容限度を超えるときは、私的自治に対する一般的制限規定である民法 1 条、90 条等の適切な運用によって、私的自治と人権保障との適切な調整を図る方法もある、(3) 企業者には、憲法 22 条、29 条等により、営業の自由や財産権が保障されており、企業者が、いかなる者をいかなる条件で雇用するかについては、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由であるから、特定の思想・信条を有する者の雇入れを拒むことができると判示した（X の請求を認容した控訴審判決（東京高判昭和 43 年 6 月 12 日判時 523 号 19 頁）を破棄し、事件を東京高等裁判所に差し戻した）。

※1 民法 1 条の 2 は、現在の民法 2 条に相当する。

今回は、憲法判例の読み方を実習する。ここでは、次の 2 つの判例を取り上げる。

- ・ マクリーン事件最高裁判決（最大判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁）
- ・ 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁）

授業時間中は、判タ（『判例タイムズ』）の版面に沿って解説を行うので、法学部図書館 3 階の東側の書架で判タの該当ページをコピーするか、または、学内のネットワーク環境から、大学の法学部図書館のウェブサイト（<http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/>）にアクセスし、「電子ジャーナル・データベース」のページからリンクされている、D1-Law.com からダウンロードされたい（なお、マクリーン事件判決は判タ 368 号 196-200 頁、三菱樹脂事件判決は判タ 302 号 112-123 頁である）。

Quiz

Q7 憲法の人権規定の私人間への適用に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。なお、以下では、直接適用説とは、憲法の人権規定が私法関係においても直接適用されるとする見解のこととし、間接適用説とは、民法第 90 条の公序良俗規定のような私法の一般条項を媒介して憲法の人権規定を間接的に適用させようとする見解のこととする。

ア. 直接適用説に対しては、同説の立場に立つと、私人間で契約を締結した場合にも、それが人権規定に抵触すれば直接憲法により違憲とされることがあるなど、本来自由を保障するはずの人権規定により、市民社会の原則である私的自治の原則が害されるおそれがあるとの批判が可能である。

イ. 男子の定年年齢を 60 歳、女子の定年年齢を 55 歳と定める会社の就業規則を性別のみによる不合理な差別を定めたものであり無効であるとする見解は、直接適用説から導くことができるものであり、間接適用説からは導くことができない。

ウ. 間接適用説の立場に立つと、奴隷的拘束及び苦役からの自由（憲法第 18 条）や勤労者の団結権（憲法第 28 条）の保障規定も、専ら国と個人との関係を規律するものとなり、私人相互の関係を直接規律することを予定する規定ではないことになる。

エ. 間接適用説の立場に立つて、民法第 90 条等の私法の一般条項を、憲法の趣旨をとり込んで解釈・適用する場合は、人権価値を積極的に導入することも、逆に消極的に導入することもあり得ることになる。

オ. 判例は、社会的に許容し得る限度を超える人権の侵害があった場合は民法第 90 条等の適切な運用によって解決できるとして間接適用説の立場に立った上で、企業者が特定の思想を有することを理由に労働者の雇入れを拒否することは違法であるとしている。

1. ア、イ 2. ア、エ 3. イ、オ 4. ウ、エ 5. ウ、オ

(平成 21 年度国家公務員採用 I 種試験)